

事 務 連 絡  
平成25年8月21日

一般社団法人  
ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

輸入ペットフードを販売する際の基準・規格への適合状況の確認（注意喚起）

今般、犬猫用の輸入サプリメントを輸入・販売する事業者が、販売を開始した後に製品の自主検査を行ったところ、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年6月18日法律第83号、以下「法」。）第5条第1項の成分規格に適合しないことがわかり、自主回収を行う事例がありました。

当該事案は、販売前に我が国の基準・規格に適合していることの確認を怠ったことが原因であり、未然に防止できたものと考えられます。

つきましては、ペットフードの輸入に当たっては、下記に一層の注意を図られま  
すよう、貴会員への周知徹底につきご協力をお願いいたします。

記

- 1 サプリメントを含め、ペットフードを輸入する場合は、販売前に我が国の基準・規格に適合していることを確実に確認すること。
- 2 販売後に自主検査等により成分規格に適合しないことを確認した場合は、局長通知「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」（[http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p\\_law/08.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_law/08.html)）の第2の5（事業者の責務）に従い、一刻も早く回収を行う等適切に対処するとともに、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（愛玩動物用飼料対策班）へ速やかに連絡すること。